

# 環境対応車導入促進事業助成金交付要綱

一般社団法人愛知県トラック協会

(目的)

## 第1条

この要綱は、一般社団法人愛知県トラック協会（以下「愛ト協」という。）が、貨物自動車による大気汚染の防止に資するため、会員事業者（以下「事業者」という。）が環境対応車を導入する経費（購入費又はリース料）の一部を助成するために必要な事項を定める。

(助成対象)

## 第2条

助成の対象は、助成対象車両となる環境対応車を助成対象期間内に買取り又はリースによる購入により、愛知県内に使用の本拠を置く事業用貨物自動車として導入する事業者とする。

2 電気自動車及び燃料電池自動車については、リースの場合は車両の使用者に対し、買取りの場合は車両の所有者に対し、別途、以下の条件を付す。

- 一 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に掲げる中小企業者（資本金3億円以下または従業員数300人以下）の事業者であること
- 3 申請の上限は、1事業者につき車両30台までとする。

(助成対象期間)

## 第3条

助成対象期間は、令和6年4月1日から令和7年1月10日までとする。

2 助成対象期間内であっても、予算枠に達した場合は打ち切ることがある。

(助成対象車両)

## 第4条

助成対象車両は、車両総重量2.5トン超の貨物自動車運送事業の用に供する自動車であって、以下に該当する自動車のうち、全日本トラック協会が別表に示す自動車とする。

- (1) 天然ガス自動車（新車新規登録自動車に限る）
- (2) ハイブリッド自動車（新車新規登録自動車に限る）
- (3) 電気自動車（新車新規登録自動車に限る）
- (4) 燃料電池自動車（新車新規登録自動車に限る）

(助成金額)

## 第 5 条

助成金額は別表に示すとおりとする。

(助成金の申請)

## 第 6 条

環境対応車を導入しようとする事業者は、次に掲げる書類を助成対象期間内に愛ト協に提出するものとする。

- (1) 環境対応車導入促進助成金交付申請書（様式 1）
- (2) 自動車販売店からの見積書
- (3) 直近事業年度の事業報告書の表紙及び事業概況報告書の写し〔電気自動車及び燃料電池自動車の場合〕

2 愛ト協は必要に応じ、提出書類以外の提出を求める場合がある。

(交付決定)

## 第 7 条

愛ト協は、前条による申請を受理し、審査のうえ助成を決定したときには、速やかに「環境対応車導入促進助成金交付額確定通知書」により当該事業者に対し通知するものとする。

2 愛ト協は、前項の通知に際して、以下に示す必要な条件を付す。

一 買取りの場合は、登録車両の自動車検査証の所有者は、申請事業者でなくてはならない。

(車両の登録)

## 第 8 条

助成対象車両は、当該助成金の交付申請提出の当該年度中の 2 月末日までに車両の登録を完了しなければならない。

2 前項の登録は、初度登録でなければならない。

(実績報告)

## 第 9 条

環境対応車を導入した事業者は、車両の登録完了後、1 ヶ月以内に「環境対応車導入促進助成事業実績報告書」に次に掲げる書類を添えて、愛ト協に提出しなければならない。

(1) 買取りの場合

- 一 登録車両の自動車検査証記録事項の写し
- 二 車両代金に係る領収書の写し
- 三 直近事業年度の事業報告書の表紙及び事業概況報告書の写し又は事業完了日から 3 ヶ月以内の履歴事項全部証明書の写し〔電気自動車及び燃料電池自動車の場合〕

- (2) リースの場合
- 一 登録車両の自動車検査証記録事項の写し
  - 二 リース契約書の写し
  - 三 直近事業年度の事業報告書の表紙及び事業概況報告書の写し又は事業完了日から 3 ヶ月以内の履歴事項全部証明書の写し〔電気自動車及び燃料電池自動車の場合〕
- 2 車両代金の決済が 1 ヶ月以内に出来ない場合は、車両の登録日から 3 ヶ月を期限とする。
- 3 実績報告書の最終提出期限は、当該年度中の 2 月末日とする。

(申請の変更)

#### 第 10 条

事業者は、申請内容を変更するときは、愛ト協に対し速やかに「環境対応車導入促進助成金交付申請変更届出書」を提出しなければならない。

(申請の取下げ)

#### 第 11 条

事業者は、助成金の交付を辞退するとき又は導入が困難となったときは、愛ト協に対し速やかに「環境対応車導入促進助成金交付申請取下届出書」を提出しなければならない。

(助成金の交付)

#### 第 12 条

本事業による助成は、運輸事業振興助成交付金により行うため、年度内に交付するものとする。

- 2 前項の交付は、買取りについては事業者に対し、リースについては事業者のリース契約先に行うものとする。
- 3 助成金支払日に事業者が愛ト協会員資格を喪失している場合、または直近までの愛ト協会費が納入期日を超えて未納の場合には、助成金を支払わない。

(事業者の責務)

#### 第 13 条

事業者は、本事業の趣旨を正しく理解し、関係法令を遵守すると共に導入車両の管理には誠意を持って最善を尽くさなければならない。

(財産処分の制限)

#### 第 14 条

事業者は、助成対象となった車両登録後 1 年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、担保の用に供する等いかなる処分もしてはならない。

但し、予め愛ト協の了承を得た場合はこの限りではない。

(助成金の返還等)

#### 第 15 条

愛ト協は、事業者が次の各号の何れかに該当すると認めたときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 交付申請内容に虚偽の記載又は助成金交付に伴う条件に違反したとき
- (2) 本要綱等の規定に違反又はこれらに基づく処分に従わないとき。
- (3) 事業者が愛ト協会員資格を失ったとき。
- (4) 間近までの愛ト協会費が納入期日を超えて未納のとき。

2 前項の場合において、既に事業者へ助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

3 事業者は、第 1 項及び前項の処分に対し、異議の申し立てをすることができず、誠意をもってその義務の履行に努めなければならない。

(事業に関する報告)

#### 第 16 条

愛ト協は、本制度を利用した事業者に対し、必要に応じ事業に関する報告を求め、調査又は指導を行うことができるものとする。

(管理台帳等の作成・保管)

#### 第 17 条

愛ト協は、助成金の交付に係る管理台帳を作成・保管する。

(車両登録後の申請)

#### 第 18 条

環境対応車導入促進助成事業に係る助成対象期間は、本実施要領第 3 条及び第 6 条を原則とするが、助成事業が継続して実施できるよう、4 月～6 月の登録車両に限り事業完了日以降の交付申請を認めることとし、その受付期限は 7 月末日とする。

(雑 則)

#### 第 18 条

愛ト協は、本事業の円滑な推進を図るために必要な事項で、本要綱に定めのない問題が生じたときは、組織決定のうえこれを解決するものとする。

2 本要綱に定めのあるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定める。

(附 則)

1 本要綱は平成 16 年 4 月 1 日より適用する。

本要綱第2条定義②の低PM認定車の項は、平成16年10月29日、助成事業の終了を受けて、同項を削除、また、本要綱第4条の別表を改正し、平成16年11月1日より適用する。

2 平成16年3月31日以前に環境対応車導入促進助成事業により導入した低公害車に対するリース期間中の助成は、導入時の要綱を適用する。

3 運輸環境対応車普及機構の月額リース料負担割合の改定以前に導入した環境対応車に対する助成は、改定以前の低公害車導入事業助成金交付要綱を適用する。

4 本要綱は平成17年4月1日より改正し、適用する。

5 本要綱第2条の定義の項、第8条の実績報告の項を改正し、平成19年4月1日より適用する。

6 本要綱第2条の定義の項を改正し、平成20年12月5日より適用する。

7 本要綱第2条の定義の項を改正し、平成22年4月2日より適用する。

8 本要綱第2条の定義の項、第7条の車両の登録の項を改正し、平成23年4月1日より適用する。

9 本要綱第2条の定義を改訂し、平成24年6月20日より適用する。

10 本要綱第1条の名称、第3条の導入方法、及び第5条の文言を一部改訂し、平成25年4月2日より適用する。

11 本要綱第9条の文言を一部削除及び第11条～第13条の条文を入替え改訂、平成26年4月1日より適用する。

12 本要綱第8条の実績報告の項を改正し、平成27年4月7日より適用する。

13 本要綱第8条の実績報告の項を改正し、平成28年4月6日より適用する。

14 本要綱第8条の実績報告の項を改正し、平成29年3月17日より適用する。

15 本要綱第8条の実績報告の項を改正し、平成30年4月1日より適用する。

- 16 本要綱第 8 条の実績報告の項を改正し、平成 31 年 3 月 18 日より適用する。
- 17 本要綱第 8 条の実績報告の項を改正し、令和 2 年 3 月 24 日より適用する。
- 18 本要綱第 8 条の実績報告の項を改正し、令和 3 年 3 月 23 日より適用する。
- 19 本要綱第 3、5、8、10、13 条を一部改訂及び第 9、10 条の条文を入替え改訂並びに第 15 条を追加し、令和 4 年 3 月 22 日常任理事会にて一部変更。
- 20 本要綱第 8、12 条を一部改訂及び第 9 条（申請の変更）の項を追加し、令和 5 年 3 月 22 日より適用する。
- 21 令和 6 年 3 月 21 日 常任理事会にて一部変更。